

令和 6 年度
事業計画書

公益財団法人 佐賀県地域福祉振興基金

I 事業展開の方針

地域社会の相互扶助機能の弱まりに伴う社会的な孤立・孤独や新たな貧困に起因する生活問題の増大、更には生活困窮者の増加などにより、これまで以上に地域住民全体でお互いに支え合い、安心・安全に暮らすことができる地域社会を実現することが求められています。

このような中で、民間社会福祉活動においては、多様な福祉ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる特徴を生かし、地域住民の積極的な参加と理解を得ながら、福祉のまちづくりに向けた様々な事業が、地域に根差したボランティア団体やNPO活動団体など、様々な地域福祉の担い手により取り組まれています。

当基金では、このような実情を踏まえ、民間資金としての弾力性を活かし、民間活動として取り組まれる福祉教育の推進、地域福祉の条件整備、保健福祉の増進、ボランティア活動の育成及び支援等の先進的且つ効果的な事業に対し、積極的に助成を行い民間社会福祉活動の一層の振興を図っていきます。

II 事業目標

1. 福祉教育の推進
2. 地域福祉の条件整備
3. ボランティア活動の育成及び支援
4. 子ども・障害者・高齢者等の保健福祉の増進

III 事業内容

佐賀県内における地域福祉の振興に寄与するため、子ども・障害者・高齢者をはじめとした幅広い県民の生活上の課題を支援する佐賀県社会福祉協議会等の非営利法人や任意の団体が実施する下記事業に対し助成を行います。

《助成対象事業》

- ①在宅高齢者及び介護者等に関する事業
- ②各種福祉サービス提供に関する事業
- ③社会参加促進に関する事業
- ④地域の暮らしの諸課題解決に関する事業
- ⑤保健福祉推進の人材育成に関する事業
- ⑥保健福祉サービスの充実強化のための事業
- ⑦健康・生きがいのづくりの推進に関する事業
- ⑧ボランティア団体の組織育成やネットワーク化のための事業
- ⑨ボランティアの養成、資質向上を図るための事業

⑩子育て支援に関する事業

⑪地域活性化に関する事業を通して地域福祉に供する事業

⑫福祉に関する調査・研究の事業

IV 広報活動の充実

1. 基金の有効活用のための広報活動

ホームページやパンフレットなど各種媒体を活用した広報活動の展開

2. 活動内容の紹介

広報資料などによる基金活用事業や活動団体の紹介

V 法人の運営

1. 役員会の開催

(1) 評議員会

(2) 理事会

(3) 監事会

2. 事業推進委員会の開催

3. 助成事業に係るあり方検討

(1) 時代の変化に対応した、助成対象の重点化及び望ましい助成額について

(2) 運用益低下傾向における助成財源の確保について

(3) その他

令和6年度助成事業 決定一覧

I. 佐賀県社会福祉協議会が市町社会福祉協議会と連携して行う地域福祉活動事業に対する助成分

1団体	1事業	8,000,000 円
-----	-----	-------------

II. 非営利法人又は、任意団体が実施する地域福祉活動に対する助成分

〔内訳〕

●児童の福祉・子育て支援に関する事業	2団体	2事業	850,000 円
●障がい児者の福祉に関する事業	3団体	3事業	969,000 円
●高齢者の福祉に関する事業	1団体	1事業	96,000 円
●地域福祉全般に関する事業	1団体	1事業	58,000 円
計	7団体	7事業	1,973,000 円



公益財団法人 佐賀県地域福祉振興基金

I.佐賀県社会福祉協議会が市町社会福祉協議会と連携して行う地域福祉活動事業に対する助成分

団体名	事業名	事業内容	助成決定額 (円)
社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	地域福祉活動 推進事業	1. 包括的支援体制整備事業 <u>(課題解決に向けた仕組みづくりの推進強化事業)</u> 地域福祉活動推進の中核となる市町社協の適正な法人運営や、地域福祉の実践を推進し、市町社協が抱える様々な課題を的確に把握するとともに、実践的な研修の開催や会議等を通じ、市町社協が今後取り組むべき活動の方向性や実践課題の解決、求められる役割等についての研鑽を深めることができるよう支援する。 2. 地域力強化推進事業 <u>(ボランティア活動や住民活動の推進事業)</u> 福祉に対する子どもたちの関心を高め、地域活動への参加を通して、子どもたちの人間形成に資することができるよう、地域貢献学習を通した福祉教育の取り組みを進める。また、地域の生活課題を解決するための取り組みの担い手を確保し、ボランティア活動の活性化を図るための研修や、災害時に円滑かつ効果的に被災者支援活動に取り組むことができる体制を整備する。 3. 権利擁護推進事業 <u>(権利擁護に関する取り組み推進事業)</u> 認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方たちを社会全体で支え合うことは喫緊の課題であり、かつ、地域共生社会の実現に資することであるとされている。全ての地域住民が、自らの意思により自分らしく人生を全うすることができるよう、成年後見制度の利用や申立についての相談等も含め、権利擁護に関する包括的な支援体制を確保するための相談支援体制を強化する。	8, 000, 000
計			8, 000, 000

Ⅱ.非営利活動法人または、任意団体が実施する地域福祉活動に対する助成分

No.	事業区分	No.	市町名	団体名	事業名	助成決定額 (円)
1	児童の福祉・子育て支援に関する事業	1	大町町	Public Gate	不登校支援のための相談事業と学習支援事業	424,000
2		2	佐賀市	諸富地区社会福祉協議会	小・中学生と乳幼児親子との交流事業	426,000
3	障がい児者の福祉に関する事業	1	鳥栖市	特定非営利活動法人 しょうがい生活支援の会すみか	家庭生活の支援と共生を目指す 「暮らしの共創研修」	137,000
4		2	佐賀市	特定非営利活動法人 佐賀県腎臓病協議会	要介護高齢透析患者の介護施設入居に係る 知識普及啓発事業	632,000
5		3	鳥栖市	第5回全国ソーシャルフットボール 全国大会実行委員会	第23回全国障害者スポーツ大会オープン競技 兼 第5回ソーシャルフットボール全国大会	200,000
6	高齢者の福祉に関する事業	1	武雄市	一般社団法人 みずき	認知症支援	96,000
7	地域福祉全般に関する事業	1	唐津市	竹木場地区社会福祉協議会	みんなの笑顔あふれる元気な地域づくり事業	58,000
7団体7事業						1,973,000
総計						1,973,000